

# 入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

平成 31 年 4 月 2 日

支出負担行為担当官 奈良労働局総務部長

安東 修一郎

## 1 調達内容

### (1) 調達件名

平成 31 年度 36 協定届の PDF ファイル作成または写しの作成一式委託業務

### (2) 仕様書、履行場所 入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間 契約締結日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

### (4) 入札方法

入札金額は総価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 31・32・33 年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、近畿地域で、B、C又はD等級に格付されている者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (11) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記3に基づく企業名の公表をされていないこと。  
※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (12) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (13) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること
- (14) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎  
奈良労働局総務部総務課 担当：佃  
TEL：0742-32-0201
- (2) 入札説明書等交付場所  
〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎  
奈良労働局労働基準部監督課 担当：古元  
TEL：0742-32-0204
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付期間  
公示日～平成31年4月12日(金)  
(土・日・祝日を除く、9:00～12:00・13:00～17:00)
- (4) 入札書の受領期限

平成31年4月16日（月）12時00分

(5) 開札の日時及び場所

平成31年4月16日(火) 15時00分

奈良労働局 共用B会議室

4 電子調達システムの利用

入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。紙入札方式の場合、直接提出とする。

なお、郵便、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格を有することを証明する書類を平成31年4月16日（月）12時00分までに提出しなければならない。

入札の競争参加資格に関する証明書等は当局において審査するものとし、採用しうると判断された場合の入札者のみを落札決定の対象とする。

なお、入札者は、開札日までに支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められたばあいは、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した参加競争資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であつて、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他 詳細は入札説明書及び仕様書による。

# 入札説明書

奈良労働局総務部総務課

奈良労働局の入札公告(平成31年4月 日付)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官 奈良労働局総務部長 安東 修一郎

◎調達機関番号 017

◎所在地番号 29

## 2 調達内容

### (1) 調達件名及び数量

件名:平成31年度36協定届のPDF ファイル作成または写しの作成一式委託業務

### (2) 調達件名の特質等 仕様書のとおり

### (3) 納入期限 仕様書のとおり

### (4) 納入場所 仕様書のとおり

### (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸費用を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

### (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

## 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であっても契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で復権を得ない者

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 平成 31・32・33 年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、近畿地域の「役務の提供」でB、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が所掌するもの) ③船員保険 ④国民年金
  - ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 入札書提出時において、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、職業安定法、雇用保険法等の労働関係法令・勸告・行政指導を遵守していること。
- (6) 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。

#### 4 入札書の提出場所等

入札の参加を希望する場合には、下記の書類を作成し、平成 31 年 4 月 16 日 12:00 までに申し出る必要がある。また、開札日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。なお、電子調達システムを利用する場合は、下記のうち必要な書類を白黒スキャナーにより読み込ませ、入札書に添付すること。

- ・委任状(※紙入札にて参加し、かつ、代理人に委任を行う場合)
- ・資格審査結果通知書(写)
- ・保険料納付に係る申立書
- ・暴力団に該当しない旨の誓約書
- ・競争参加に係る自己申告書
- ・電子入札案件の紙入札方式での参加について(※紙入札を希望する場合)
- ・電子調達システムの使用に伴う確認事項について(※紙入札を希望する場合)

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

##### (1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成 31 年 4 月 16 日 12:00

(電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うものとする。)

##### (2) 紙により入札を行う場合

###### ① 入札書の受領期限

平成 31 年 4 月 16 日 12:00

###### ② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8570

奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎

奈良労働局総務部総務課会計第一係(担当:佃) TEL 0742-32-0201 内線(352)

###### ③ 入札書の提出方法

入札書を直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(「支出負担行為担当官奈良労働局総務部長 安東修一郎」宛)及び「平成31年4月16日開札 平成31年度36協定届のPDFファイル作成または写しの作成一式委託に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。

- ④ 郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成31年4月16日開札 平成31年度平成31年度36協定届のPDFファイル作成または写しの作成一式委託に係る入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4(2)②宛に入札書の受領期限までに送付(必着)しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

### (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、暴力団等に該当しない旨の誓約書及び競争参加に係る自己申告書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

### (4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

### (5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 5 開札

### (1) 開札の日時及び場所

平成31年4月16日 15:00

奈良労働局 2階会議室

### (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

### (3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

#### (4)再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

### 6 その他

#### (1)契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2)入札者に要求される事項

この競争に参加を希望する者で、本入札説明書3の資格審査結果通知書(写)を提出していないものは、平成31年4月16日12:00までに提出しなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記書類とあわせて「暴力団等に該当しない旨の誓約書」「保険料納付に係る申立書」「競争参加に係る自己申告書」を提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### (3)落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格を持って申し込みをした者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに変わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

#### (4)入札説明会の日時及び場所

随時資料配布

#### (5)契約書について

契約書作成の要否 要

契約締結後、国は契約に係る情報(契約日、契約相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等)を公表する。

#### (6)障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ヘルプデスク 0570-014-889(平日8時30分～18時30分)

・ホームページ <https://www.geps.go.jp/faq/all>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)②の入札書の提出場所に連絡すること。



## 「36 協定届の PDF ファイル作成一式」 委託要綱

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」（以下「業務」という。）の委託については、この要綱に定めるところによる。

### （目的）

第1条 「時間外労働・休日労働に関する協定届」（以下「36 協定届」という。）を PDF 化し、その記載内容を労働基準行政システムにデータとして蓄積することで、当該データを今後の長時間労働対策における政策立案及び監督指導に活用することを目的とする。

### （事業内容）

第2条 本業務の目的を達成するため、36 協定届について、スキャナー等の機器を用いて PDF ファイルを作成する（詳細は仕様書（別添1）のとおり）。

### （委託の対象）

第3条 奈良労働局長（以下「委託者」という。）は、競争入札に参加し落札した者（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

### （受託者の選定）

第4条 受託者の選定に当たっては、業務の入札公告により、一般競争入札（最低価格落札方式）を実施し、受託者を選定する。

### （委託事業実施計画書の提出）

第5条 前条において、採用となった提案書類等を提出した者は、その通知を受領した日から7日以内に「委託事業実施計画書」（別添2）を委託者に提出するものとする。

### （契約書）

第6条 本業務の実施に必要な事項について、「「36 協定届の PDF ファイル作成一式」委託契約書（案）」（別添3）に定める。

## 36 協定届の PDF ファイル作成一式 仕様書

### 1 委託業務の概要

時間外労働・休日労働に関する協定届（紙媒体：別添参照）（以下「36 協定」という。）について、スキャナー等の機器を用いて電子画像（PDF ファイル）の作成を行い、DVD-R に格納の上、納入期日までに納入場所へ納入すること。

### 2 業務委託期間

契約締結日～平成 32(2020)年 3 月 31 日（火）

（業務開始前に業務内容等について、奈良労働局労働基準部監督課担当係（以下「主管係」という。）と打合せを行う。）

### 3 作業場所及び 36 協定見込件数

別紙 1 のとおり。

### 4 作業内容・方法

受託者は、業務の開始前に、作業スケジュールを明らかにした「作業計画書」を作成し、主管係に提出した上で、以下の手順により、作業を実施すること。

なお、主管係に提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

- (1) 受託者は、作業日時について事前に主管係と調整した上で、毎月 1 回、別紙 1 の労働基準監督署（以下「署」という。）に赴き、当該署の担当職員に指定された当該署内の場所において、指定された 36 協定の PDF ファイルを作成すること。当該 36 協定については、「月 45 時間超」と「月 45 時間以下」に分けて担当職員より提供されること。
- (2) 各月ごと各署ごとの 36 協定をそれぞれ「月 45 時間超」と「月 45 時間以下」に分けて、それぞれ 1 個の PDF ファイルを作成し、DVD-R に格納し、格納されている PDF ファイルの内容と 36 協定の件数をラベルに明記すること。データ容量が大きくなる場合は、複数の PDF ファイルにして差し支えないこと。
- (3) 作成した PDF ファイルを点検し、重複、漏れ、不明瞭な画像、ゆがみ、傾き、欠損等がないかを確認し、問題がある場合は、再度 PDF ファイルを作成すること。
- (4) 作成した PDF ファイルについて、高度編集機能等により、別紙 2 に従い、

36 協定ごとに通し番号を記載すること。

- (5) 作成した PDF ファイルを別紙 2 に記載された仕様に従い、DVD-R に格納すること。
- (6) PDF ファイルを格納した DVD-R については、ウイルスチェックを行った後に、主管係に手交すること。

## 5 進捗管理等

### (1) 進捗状況の報告

作業の進捗状況等について、納入期限の一週間前に主管係に報告すること。また、報告の時期を、上記 4 の「作業計画書」に記載すること。

### (2) 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、主管係にその問題の内容について報告すること。

## 6 納品検査等

### (1) 納品検査

主管係が指定した 1 署分について、納品検査を受けること。納品検査の結果、不合格と判定された場合は、主管係の指示に従い、受託者の責任において、遅滞なく、再度作業を行い、主管係が指定した期日までに再納入すること。

### (2) 不合格後の再納品検査

再納入後、不合格となったものについては、再度納品検査を受けること。

### (3) その他

納品検査終了後、作業の間違いが発見された場合、主管係とその対処策について協議をし、必要な処理を講ずること。

## 7 納入成果物・納入期限

受託者は、事前に上記 6 の納品検査を受けた上で、下記(3)の納入期限までに、下記(1)の納入成果物を、下記(2)により納品すること。

なお、1 枚の DVD-R に保存できない場合には、複数に分けて差し支えないが、それぞれの DVD-R にどのデータが保存されているかを明記すること。

### (1) 納入成果物

- ① 上記 5 で作成した PDF ファイルを格納した DVD-R 2 枚

※ 別紙 2 の仕様で作成すること。

- ② 各月ごと各署ごとの PDF 化した 36 協定の件数を取りまとめた「作業実績報告書」 2 部

(2) 納入場所

上記(1)の①及び②を1枚(部)ずつセットで、  
主管係及び主管係が指定する36協定入力委託受託者に納品(※)すること。

(※) 36協定入力委託受託者へは、追跡できる方法により送付すること。

(3) 納入期限

区分	納入期限
3月分	平成31年4月30日(火)
4月分	平成31年5月31日(金)
5月分	平成31年6月28日(金)
6月分	平成31年7月31日(水)
7月分	平成31年8月30日(金)
8月分	平成31年9月30日(月)
9月分	平成31年10月31日(木)
10月分	平成31年11月29日(金)
11月分	平成31年12月27日(金)
12月分	平成32年1月31日(金)
1月分	平成32年2月28日(金)
2月分	平成32年3月13日(金)

8 機器等に係る安全管理等及び管理体制

(1) 機器等に係る安全管理等

本業務の安全管理等については、以下の要件を満たすことがわかる資料を提出すること。

- ① 設備・機器、備品及び消耗品等は、受注業者の責任において用意すること。また、設備・機器については、併せて写真も添付すること。
- ② データの保管場所は日本国内とすること。
- ③ データの保管場所における情報漏えいを防ぐため入退室管理等の対策が講じられていること。
- ④ 委託事業の実施に当たり、作業に用いる機器等については、作業担当者以外にアクセス権限を付与しないこと。
- ⑤ 作業に用いる機器等は、インターネットから論路的又は物理的に分離された環境下にあること。
- ⑥ データを保存したDVD-Rについても、施錠できる場所に保管し、紛失、

消失等の防止に万全を期さなければならない。

- ⑦ 本業務で使用する機器に対し、ウイルスチェックの実施、暗号化及びパスワードの設定等必要なセキュリティ対策等が講じられていること。

## (2) 管理体制

本業務の実施に当たっては、管理責任者を定め、次の①から③までの次の業務を行わせることにより、36 協定等の管理に万全を期さなければならない。また、個人情報の管理に当たっても、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録すること。さらに、本業務の責任者の職名・氏名、作業の従事人数及び個人情報の管理状況について、あらかじめ書面で厚生労働省に提出すること。

- ① 主管係との連絡調整を行うこと。
- ② 作業担当者の PDF ファイル作成作業の進捗管理等を行うこと。
- ③ 作業担当者に対し、36 協定の記載事項及び DVD-R に保存されたデータの内容について、秘密の保護を厳守させること。

## 9 情報管理等

- (1) 受託者は、情報セキュリティの確保に関する責任者を定め、情報セキュリティを確保できる体制を整備し、厚生労働省保有個人情報等管理規程に基づき、適切に個人情報の管理を行うこと。
- (2) 受託者は、本契約に係る作業を実施する全ての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（USB メモリ等）に、この契約により取り扱う情報を保存すること及びこの契約に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。
- (3) この契約により取り扱う情報は、この契約に係る情報処理業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。
- (4) この契約により取り扱う情報は、この契約に係る情報処理業務を行う者以外には、秘密とすること。
- (5) この契約により取り扱う情報を、主管係の許可なく複製しないこと。  
なお、この契約により取り扱う情報を、主管係の許可を得て複製した場合は、作業終了時に、廃棄若しくは抹消を確実にすること。
- (6) 主管係から提供された情報の漏洩や目的外利用、主管係から提供された情報を元に受託者で作成した情報の漏洩や目的外利用等、情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに主管係へ報告するとともに、受託者の責任及び負担において、次の事項を速やかに実施すること。

- ① 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、主管系の承認を得た上で実施すること。
  - ② 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、主管係へ提出して承認を得ること。
  - ③ 再発防止対策を立案し、主管系の承認を得た上で実施すること。
  - ④ 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、作業担当者の指示に基づく措置を実施すること。
- (7) 受託者は、情報セキュリティ対策の履行状況について、主管係に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、主管係が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
  - (8) 受託者は、この契約に係る情報処理業務を実施するに当たり、情報セキュリティ確保に関する体制や、主管係から提供される情報の管理方法について、主管係に報告すること。
  - (9) 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
  - (10) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

## 10 その他

### (1) 再委託

本事業の業務を再委託することは禁止する。

### (2) 立入検査

本業務の履行状況を監督するため、主管係が、履行開始時（契約後約1月以内）に受注業者のデータ保管場所の立入調査を行うこととする。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

### (3) 瑕疵担保責任

受託者は、主管係による検査に合格した日から1年以内に、本件の範囲に関連した受託者の責に帰すべき瑕疵が発見された場合、受託者の責任及び負担において迅速に修正作業を行うこと。また、修正等を実施した際には、当該修正を行った納入物を主管係に提出するものとする。提出後は、上記5に定める検査を行うこととする。

### (4) 通報窓口の設置

受託者による契約条項違反を防止するため、受託者の社員から直接厚生労働省（大臣官房会計課監査指導室）に書面、メール等による通報を受け付ける「契約に関する通報窓口」について、本事業に従事する職員に事業開始までにあらかじめ周知すること。また周知した旨、主管係に報告すること。

（通報窓口） 厚生労働省大臣官房会計課監査指導室

① 書面（郵送）の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室 宛

② F A X の場合

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室

03-3595-2121

③ メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp（専用メールアドレス）

#### 11 競争参加資格（応募要件）

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ア 厚生年金保険
  - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
  - ウ 船員保険
  - エ 国民年金
  - オ 労働者災害補償保険
  - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (8) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本工業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。
- (9) 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。
- (10) 過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- (11) 過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (12) 過去１年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※ 労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

## 12 主管係・連絡先

本調達主管係・連絡先は以下のとおり。

住所 奈良市法蓮町 387 番地 奈良第三地方合同庁舎

電話 0742-32-0204

担当 奈良労働局労働基準部監督課 古元





作業場所		36 協定見込件数	留意点
奈良労働基準監督署	奈良市高畑町	6, 500件	
葛城労働基準監督署	大和高田市大中	3, 700件	
桜井労働基準監督署	桜井市粟殿	1, 200件	
大淀労働基準監督署	大淀町下湊	1, 000件	

(参考) 36 協定 (紙) の状況

①サイズ

A4 (一部他のサイズを含む)

②1件当たりの枚数

1～3枚程度

③その他

・両面、片面混在

提出用電磁的記録媒体等の仕様

- ① オペレーティングシステムが、Microsoft Windows10 以上の機器で動作すること。
- ② 解像度が、300dpi 以上（白黒作成）であること。
- ③ 通し番号を次のとおりとすること。  
「〇\_〇〇\_〇〇\_〇〇\_〇〇〇〇」  
「月 45 時間超」と「月 45 時間以下」の区別（1 桁）＋局番（2 桁）＋署番（2 桁）＋届出対象月（2 桁）＋通番（4 桁）  
  
（※）「月 45 時間超」と「月 45 時間以下」の区別（1 桁）」は、「月 45 時間超」を「A」と「月 45 時間以下」を「B」とすること。  
（※）「通番（4 桁）」は、署ごとに、「月 45 時間超」と「月 45 時間以下」を分けた上で、1 頁目を「〇〇〇1」とし順に振り出すこと。
- ④ ファイル名を次のとおりとすること。  
「〇〇局〇〇署〇〇月 45 超.pdf」又は「〇〇局〇〇署〇〇月 45 以下.pdf」  
局番（2 桁）＋署番（2 桁）＋届出対象月（2 桁）＋「月 45 時間超」又は「月 45 時間以下」  
  
（※）「月 45 時間超」又は「月 45 時間以下」を分けたファイルを作成すること。

# 委託事業実施計画書

平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

住 所  
氏 名

## 1 委託事業の目的・内容

- (1) 目的
- (2) 内容

## 2 委託事業を行う場所

## 3 委託事業実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

## 4 実施計画の内容

- (1) 委託事業実施計画
- (2) 所要経費 金

円（別紙内訳のとおり）

## 委託費交付内訳

科 目	金 額	内 訳
事業費		
管理諸経費		
小計		
消費税		
合計		

## 「36 協定届の PDF ファイル作成一式」委託契約書

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」の委託について、支出負担行為担当官奈良労働局総務部長 安東 修一郎（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

### （事業の委託）

第1条 奈良労働局長（以下「委託者」という。）は、「36 協定届の PDF ファイル作成一式」（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託する。

### （事業の実施）

第2条 乙は、委託者が定めた「36 協定届の PDF ファイル作成一式に係る仕様書」及び乙が提出した「委託事業実施計画書」に基づき委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

### （委託費の額）

第3条 甲は、委託事業の実施に要する経費（以下「委託費」という。）として、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税等額〇〇〇,〇〇〇円）を限度として、乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を別紙「委託費交付内訳」に記載された科目の区分にしたがって使用しなければならない。当該交付内訳が変更されたときも同様とする。

### （委託期間）

第4条 委託の期間は、平成 31 年 4 月 1 日（予定）から平成 32 年 3 月 31 日とする。

### （契約保証金）

第5条 甲は、この契約の保証金の納付を免除するものとする。

### （事業実施計画の変更）

第6条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託事業変更通知書（様式第1号）により、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

その際、委託者は第3条の委託費の額を変更することができるものとし、乙に変更後の委託費の額に対する「委託費交付内訳」及び必要に応じて委託事業実施計画変更届（様式第2号）を提出させるものとする。

- 一 委託事業の内容を変更するとき
- 二 国の予算額に変更があったとき

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、委託事業実施計画変更承認申請書（様式第3号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 委託事業実施計画書に掲げる事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く）

く。)

二 別紙「委託費交付内訳」に記載された事業に要する経費の配分を変更しようとするとき(消費税等を除く委託費交付内訳の科目ごとに、いずれか少ない額の20%を超えない範囲内の流用増減である場合を除く。)

3 委託者は、前項の承認をするときは、甲に通知するものとする。

4 甲は、前項の通知を受け、委託事業の目的に照らし適正であると認めたときは、変更委託契約書(様式第4号)により契約の変更を行うものとする。

(他用途使用の禁止)

第7条 乙は、この委託事業以外に、第3条の委託費の名目で支出してはならない。

(委託事業の遂行困難)

第8条 乙は、委託事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨及びその理由を記載した書面を委託者に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第9条 乙は、委託者から要求があったときは、委託事業の遂行及び支出状況等について、要求のあった日から20日以内に、委託事業実施状況報告書(様式第5号)を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、委託事業実施状況報告書の内容から必要があると認める場合には、委託事業の実施について指示をすることができるものとする。

(業務完了報告書の提出)

第10条 乙は、業務終了後、直ちに業務完了報告書(様式第6号)を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

(検査の実施)

第11条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後10日以内、又は、平成32年3月31日までのいずれか早い時期までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立会わなければならない。

(実施結果報告)

第12条 乙は、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了(中止又は廃止を含む)したときは、委託事業終了の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに委託事業実施結果報告書(様式第7号)を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による実施結果報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、委託事業の成果が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

3 委託者は、検査の結果、不合格であったときは、乙に対し指定する期間内に未履行部分の業務を実施させることができる。この場合に要する費用は乙の負担とする。

4 第2項及び第3項の規定は、不合格後の再検査の際にも適用するものとする。

(委託費の精算等)

第13条 乙は、前条第1項の委託事業実施結果報告書の提出と同時に委託事業費精算報告書（様式第8号）（以下「精算報告書」という。）を、委託者を經由して甲に提出しなければならない。

2 委託者は、提出された精算報告書が前条第1項の実施結果報告書に適合するものであるか前条第2項の検査に併せて精査するものとする。

3 甲は、第1項の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは委託費の額を確定し、委託費確定通知書（様式第9号）により委託者を經由して乙に対して委託費の確定通知を行うものとする。

なお、委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

4 乙は、前項の規定による確定通知を受けたときは、適正な支払請求書を作成し官署支出官奈良労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

官署支出官は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

#### （委託費の概算払）

第14条 甲は、前条の規定にかかわらず、委託者が必要と認めた場合に限り、乙の請求により国の支払計画承認額の範囲内で概算払することができる。

2 乙は、前項の概算払を請求するときは、委託事業費概算払請求書（様式第10号）を官署支出官に提出するものとする。

官署支出官は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

#### （概算払における委託費の返還）

第15条 乙は、前条の規定に基づき委託費の概算払を受けた場合であって、第13条第3項の規定により委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、歳入徴収官奈良労働局長（以下「歳入徴収官」という。）の指定する期限までに、その超える額を返還しなければならない。

また、委託費の取扱いから生じた預金利息についても、歳入徴収官の指示に従って返還しなければならない。

#### （支払遅延利息）

第16条 官署支出官は、第13条第4項又は第14条第2項において、その定める期間内に乙に委託費を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し2.7%を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

#### （委託費の経理）

第17条 乙は、委託事業の実施経過を明らかにするため、他の経理と区分して委託事業に係る収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかななければならない。

#### （書類の備付け及び保存）

第18条 乙は、委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにする帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係わる書類等を国の会計及び物品に関



する規定に準じて整備しなければならない。

- 2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（実施に関する監査等）

第19条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対し、関係帳簿、書類及び資料の提出を求め又は監査を行うことができる。

（委託事業の中止又は廃止）

第20条 乙は、委託事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、委託事業中止（廃止）承認申請書（様式第11号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約の解除等）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除することができる。

- 一 重大な法令違反があったとき
- 二 重大な契約違反があったとき
- 三 前条の委託事業の中止又は廃止の承認申請があった場合で、委託者が承認したとき
- 四 本事業を実施することが困難であると委託者が認めたとき

- 2 乙は、前項の規定により契約の解除があったときは、第13条及び第15条の規定に準じて委託費の精算を行う。

ただし、契約の解除について乙に故意又は重大な過失が認められたときは、甲は、その一部又は全部を支払わないことができる。

また、既支払分がある場合には、その返還を求めることができるものとする。

（違約金）

第22条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、違約金として第3条の金額の100分の20に相当する金額を乙に請求することができる。

この場合の違約金の請求は、次条に定める損害賠償の請求を妨げるものではない。

（損害賠償）

第23条 乙は、この契約に違反し又は故意若しくは重大な過失により国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。

- 2 甲は、第21条第1項第4号の規定により契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。

- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（延滞金及び加算金）

第24条 乙は、第15条の規定による委託費の残額又は預金利息、第22条の規定による違約金及び前条第1項の規定による損害賠償金を歳入徴収官及び甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に

応じて、年5.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部の返還をし、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。
- 3 甲は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金の一部又は全部を免除することができる。
- 4 甲は、第2項の「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。
- 5 第2項の委託費の返還については、第1項の規定を準用する。延滞金、元本（返還する委託費）及び第2項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

（再委託）

第25条 乙は、本件委託業務を第三者に委託することはできない。

（物品の管理）

第26条 乙は、委託事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第27条 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格が5万円以上の財産については、委託者の承認を得なければ処分してはならない。

委託者の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

- 2 委託事業の実施に伴い取得した取得価格が5万円以上の財産については、委託事業が終了したとき（委託事業を中止又は廃止したときを含む。）は、これを国に返還しなければならない。

（権利の帰属）

第28条 この契約による委託事業の結果に関する著作権等の権利は、委託者に帰属するものとする。

（公表等の制限）

第29条 乙は、委託者の承諾なしに、委託事業の内容を公表してはならない。

（守秘義務）

第30条 乙は、委託事業に関して知り得た秘密を委託者の承諾なしに他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第31条 乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに個人情報保護管理及び実施体制報告書（様式第12号）を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙が、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について個人情報漏えい等事案発生報告書（様式第13号）により、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、個人情報管理状況報告書（様式第14号）により、年1回以上委託者に報告しなければならない。
- 8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。
- 9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(委託事業の引継)

- 第32条 乙は、国の会計年度又は委託事業が終了（中止又は廃止を含む。）し、甲が本委託事業を委託する次の事業者が乙でない場合には、当該事業の引継を乙が実施する委託事業が終了するまでに適切に行うものとする。

(信義則条項)

- 第33条 甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行する。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第34条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第35条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第36条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、

本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第37条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第38条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第39条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第40条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政

処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反等に係る契約解除)

第41条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受け又は送検されたとき。

二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格証明書に虚偽があったことが判明したとき。

三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反等に係る違約金)

第42条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約解除に基づく損害賠償)

第43条 甲は、第36条、第37条、第39条第2項及び第41条第1項、第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第36条、第37条、第39条第2項及び第41条第1項、第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第44条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(その他)

第45条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙双方が協議して定めるものとする。

2 この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成31年●月●日

甲 奈良県奈良市法蓮町 387 番地 奈良第三地方合同庁舎  
支出負担行為担当官  
奈良労働局総務部長

安東 修一郎 印

乙 ○○○○○○○○  
○○○○○○○○○

○○○ ○○ ○○ 印

(別紙)

委 託 費 交 付 内 訳

区 分	委託金額
I 事業費	円
II 管理費	円
III 消費税	円
IV 合計	円



委託事業変更通知書

平成 年 月 日

甲 }  
乙 } 殿

奈良労働局長

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」の内容に下記の変更の必要が生じたので通知します。  
委託費交付額及び委託事業実施計画を変更する必要がある場合は、様式第2号を提出してください。

記

1 変更理由

2 変更事項

変 更 前	変 更 後

委託事業実施計画変更届

平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

乙

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」の事業内容変更通知に基づく実施計画の変更を下記のとおり届出します。

記

1 変更年月日 平成 年 月 日

2 変更事項

(1) 実施計画

変 更 前	変 更 後

(2) 委託費交付内訳

区 分	変更前	変更後
I 事業費		
II 管理費		
III 消費税		
IV 合計		

委託事業実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

乙

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」実施計画を変更したいので、承認いただきたく下記により申請します。

記

1 変更理由

2 変更年月日 平成 年 月 日

3 変更事項

(1) 実施計画

変 更 前	変 更 後

(2) 委託費交付内訳

区 分	変更前	変更後
I 事業費		
II 管理費		
III 消費税		
IV 合計		



委託費交付内訳（変更後）

区 分	金 額	備 考
Ⅰ 事業費		
Ⅱ 管理費		
Ⅲ 消費税		
Ⅳ 合計		

(様式第5号)

委託事業実施状況報告書

平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

乙

〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴職から要求のあった「36 協定届の PDF ファイル作成一式」の実施状況を別添により報告します。



(様式第6号)

平成 年 月 日

検査職員

奈良労働局総務部

岩脇 辰行 殿

乙

業務完了報告書

契約件名 「36 協定届の PDF ファイル作成一式」

上記の業務について、平成〇年〇月〇日をもって完了したので、本件契約書第10条の規定に基づき報告します。

(様式第7号)

委託事業実施結果報告書

平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

乙

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」の実施結果を別添により報告します。

委託事業費精算報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 殿

(奈良労働局長経由)

乙

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」について下記のとおり精算します。

記

1. 委託費の額 金 円也

2. 委託費使用内訳

区分	委託費の額 (A)	流用の額	流用後の委託 費の額(B)	支出額 (C)	差引差額 (AまたはB)－ (C)	備考
小 計						
消費税						
合 計						

3. 受取利息の額 円也

4. 返還を要する額 円也

5. 委託費支出内訳明細書 別紙のとおり

区分	委託費の額 (A) (消費税抜き)	流用の額	流用後の 委託費の額 (B)	支出額 (消費税抜き) (C)	差引差額 (AまたはB) - (C)	支出済 消費税額	未払消費税額	備考
合計								

※支出済消費税額は現に支出した消費税額を記載し、未払消費税額は委託費としての消費税を納付する際に納付することとなるため支出額×消費税率により算出した額を記載する。支出済消費税及び未払消費税額の合計は、委託事業費精算報告書の支出額における消費税と一致する。

既に消費税を含めて支払をしている場合で、その支出した消費税額を記載する。

人件費などで、消費税を支払っていないが、委託事業の請求にあたり、消費税を算出した額を記載する。

記載例  
(別紙)

区分	委託費の額 (A) (消費税抜き)	流用の額	流用後の 委託費の額 (B)	支出額 (消費税抜き) (C)	差引差額 (AまたはB) - (C)	支出済 消費税額	未払消費税額	備考
事業費 人件費 旅費	300,000円	0円	300,000円	246,297円 200,000円 46,297円	53,703円	3,704円	16,000円	
管理諸経 費	30,000円	0円	30,000円	24,629円	5,371円	1,970円		
合計	330,000円	0円	330,000円	270,926円	59,074円	5,674円	16,000円	

※支出済消費税額は現に支出した消費税額を記載し、未払消費税額は委託費としての消費税を納付する際に納付することとなるため支出額×消費税率により算出した額を記載する。支出済消費税及び未払消費税額の合計は、委託事業費精算報告書の支出額における消費税と一致する。

(様式第9号)

平成 年 月 日

乙 殿

支出負担行為担当官  
奈良労働局 総務部長  
(奈良労働局長経由)

委託費確定通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった「36 協定届の PDF ファイル作成一式」に係る委託事業実施結果報告書（様式第7号）及び委託事業費精算報告書（様式第8号）について、「36 協定届の PDF ファイル作成一式」委託契約書第13条第3項の規定に基づき審査した結果、下記のとおり委託費の額を確定したので通知します。

記

確定額 金 円

(様式第 10 号)

委託事業費概算払請求書

平成 年 月 日

官署支出官  
奈良労働局長 殿

乙

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」の実施に係る経費として、下記の金額を交付されたく請求します。

記

1. 概算払の額 金 円也
2. 請求内訳  
平成 年 月 日から平成 年 月 日までに要する経費  
明細については、別紙のとおり
3. 振込先  
金融機関名  
預金種別  
口座番号  
(ふりがな)  
名義名  
名義名住所

(別紙)

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」

委託費内訳書

区分	① 委託費の額	② 今回申請額	③ 既交付額	④(②+③) 計	⑤(①-④) 差引未交付額	備考
合計						



(様式第 11 号)

委託事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

乙

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」を、下記により中止（廃止）したいので承認  
いただきたく申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）理由

3 中止期間又は廃止年月日

中止期間 平成 年 月 日より  
平成 年 月 日まで

(廃止年月日 平成 年 月 日)

(様式第 12 号)

番 号  
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

### 個人情報保護管理及び実施体制報告書

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」委託契約書第 31 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 管理体制

2. 実施体制

(様式第 13 号)

# 個人情報漏えい等事案発生報告書

## (第〇報)

受託者名

発生場所

委託者への本報告書発送年月日

年

月

日

曜日

(発覚から 営業日)

(1)委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2)発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3)発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4)事案の概要					

(様式第 14 号)

番 号  
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

### 個人情報管理状況報告書

「36 協定届の PDF ファイル作成一式」委託契約書第 31 条第 7 項の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 目的外利用の有無 ( 有 ・ 無 )
- 2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守  
( している ・ していない )
- 3 個人情報の複製等に関する事項の遵守 ( している ・ していない )
- 4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守  
( している ・ していない )
- 5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却  
( している ・ していない )
- 6 その他講じた措置 (自由記載欄)

# 入札書

¥
---

件名：平成31年度36協定届のPDFファイル作成または写しの作成

上記のとおり、入札説明書及び仕様書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所  
商 号  
代 表 者  
代 理 人 印

支出負担行為担当官  
奈良労働局総務部長 安東 修一郎 殿

# 委任状

(住所)

私は、(氏名) 印 を代理人と定め、下記事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

(委任事項)

平成31年4月16日開札

平成31年度36協定届のPDFファイル作成または写しの作成

平成 年 月 日

住 所  
商 号  
代 表 者

印

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 安東 修一郎 殿

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
奈良労働局総務部長 安東 修一郎 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名：平成 31 年度 36 協定届の PDF ファイル作成または写しの作成
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(理由)

紙 業 者 登 録 票

資格審査登録番号	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加業者については、提出は不要。

※「資格審査登録番号」には、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入すること。

※「部署名」は、代表者の所属部署が特段ない場合には空欄でもよい。



# 競争参加資格確認関係書類

1 提出書類（別添）

※電子調達システムによる入札をする者は、システムにより提出すること。

2 提出部数 1部

3 提出期限 平成31年4月16日（月）12時00分（時間厳守）

## 競争参加資格証明書

競争参加資格	証明等
(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。	
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。	
(3) 平成31・32・33年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で、B、C又はD等級に格付けされている者であること。	
(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。 ア厚生年金保険、イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険	
(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること	
(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。	
(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。	
(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。	
(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。	
(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不	

適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記3に基づく企業名の公表をされていないこと。	
---	--

上記のとおり、競争参加資格を満たすことを証明いたします。また、契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することや、当該報告及び上記（7）から（10）については、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であることを誓約いたします。

なお、この証明書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

印

## 競争参加資格証明書 (記載例)

競争参加資格	証明等
(1) 予算決算及び会計令 (以下「予決算」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。	<該当しない旨を記載すること>
(2) 予決算第71条の規定に該当しない者であること。	<該当しない旨を記載すること>
(3) 平成31・32・33年度の厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) において、「役務の提供等」で、B、C又はD等級に格付けされている者であること。	別添〇〇のとおり <厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写しを添付すること>
(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。 ア厚生年金保険、イ健康保険 (全国健康保険協会が管掌するもの)、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険	別添〇〇のとおり <納付済通知書などの滞納がないことが確認できる領収証等 (写) を添付すること>
(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること	<虚偽の事実を記載していない旨を記載すること>
(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。	<極度に悪化していない旨を記載すること>
(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。	<指名停止を受けていない旨を記載すること>
(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。	<受けていない旨を記載すること>
(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。	<該当しない旨を記載すること>
(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不	<該当しない旨を記載すること>

適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記3に基づく企業名の公表をされていないこと。	
---	--

上記のとおり、競争参加資格を満たすことを証明いたします。また、契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することや、当該報告及び上記（7）から（10）については、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であることを誓約いたします。

なお、この証明書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

印

## 誓約書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

印

※本誓約書とともに（別添）を作成の上、提出すること

(別添)

商号又は氏名		
住所又は所在地		
役職名	フリガナ 氏名	生年月日

※役員の氏名（フリガナ）、生年月日等の記載をすること。

